

# 屋久島農業普及だより

【編集発行】

屋久島事務所農林普及課農業普及係

屋久島町安房650 TEL:0997-46-2236 FAX:0997-46-3384

## 新規就農者励ましの会を開催

令和4年8月30日、屋久島町営農支援センターで令和4年度新規就農者励ましの会を開催しました。今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者を絞り、会には新規就農者2人をはじめ、指導農業士、女性農業経営士、農業青年クラブの各代表者、町、JA等、計15人の参加となりました。

新規就農者からは、「農業で屋久島を活性化させたい」「I・Uターン就農者の先駆者になる」等、就農に込める想いが詰まった抱負が発表されました。これに対し屋久島町長からは、「各種活動で積極的に人的ネットワークを築き、次代を担う農業者になって頂きたい」との激励の言葉をいただきました。

屋久島町の過去5年間の新規就農は10人で部門別に見ると、全体の6割が果樹で、茶、生産牛、施設花きが続きます。屋久島事務所農林普及課では、新規就農者を歓迎するとともに、安定した経営が行えるよう、巡回や研修会を開催し、栽培技術の向上や経営改善を支援していきます。



〈新規就農者の抱負〉



〈新規就農者と関係者の記念撮影〉

(担当：下村)

# さつまいもの収穫後の必須作業と 次年度作に向けた準備について

## 1 「サツマイモ基腐病」の今年の状況は？

サツマイモ基腐病の蔓延が4期目を迎えています。鹿児島県内の本年度の発生状況は昨年よりも比較的少ない状況です。屋久島でも同様の傾向でしたが、2つの台風通過後から症状が急速に表面化してきています。

## 2 早く収穫して逃げ切って!!

まだ収穫していないほ場については、状況に応じて早めに収穫を行い、被害を軽減してください。(植え付けから5カ月以上のほ場は要注意です)

まだ大丈夫だろうと油断していると、地中で被害が拡大し、歩留まりがどんどん低下していくのです。。。。。

## 3 収穫後のほ場管理

収穫後は残さの分解を促すために、直ちに耕うん。

**(かなり大事です!!)**

**収穫後10日以内**(茎葉が乾燥しないうちに)に**必ず**耕うんしましょう。」

※右写真のようにほ場内に野良いもを残してしまうと何年たっても菌がほ場に残ってしまいます。



## 4 育苗ほの準備

- 1 **基腐病が疑われる苗や種芋は使いません。(バイオ苗を用いましょう)**
- 2 バスアミド等により **苗床の消毒を徹底してください。**未消毒部分が生じないように注意してください。(ハウス出入り口付近や隅々まで)
- 3 育苗期間中は特に注意して発生を見逃さず、抜き取り等を臨機応変に行いましょう。苗床での蔓延を避けることが重要です。

## 5 次年度作のほ場準備 (ほ場選び)

**健全なほ場**(水田、湛水処理ほ場、さつまいもの栽培歴の無いほ場、2年以上輪作ほ場など)を確保してください。

以上の点を留意しつつ、栽培にあたっていただきたいと思います。

(担当：小野田)



# 青色申告はパソコン簿記で取組みませんか？

## 1 はじめに

農業経営においてはあらゆる記録が重要で、コスト削減においても、無駄な出費を防ぐ意味からも簿記記帳は重要です。又農業者が簿記記帳を始めるきっかけの1つに、青色申告に税務上のメリットがあります。国は収入保険制度をはじめ、青色申告者を各種農業施策の対象として位置づけており、青色申告の重要性は増しています。今回は青色申告とパソコン簿記の有利性を説明します。

## 2 青色申告の様々なメリット

### (1) 青色申告特別控除

複式簿記を記帳し、確定申告に貸借対照表、損益計算書を添付すると、最高55万円を控除(※)できます。※電子申告は、電子記帳保存を行う場合は65万円(但し、税務署への事前申告が必要)

### (2) 専従者給与の経費算入

生計を一にする家族への給与を労働の対価として適正な金額であれば、全額経費に算入できます。白色申告では上限は配偶者で86万円、従事者1人あたり50万円です。

### (3) 純損失の繰り越し控除

純損失(赤字)が発生した場合、翌年以降3年間にわたり繰り越して各年の所得から控除できます。

## 3 パソコン簿記のメリット

### (1) 帳簿作成の作業時間と手間を削減

手書きで記帳すると①仕分けを記帳 ②各仕分けから元帳に転記 ③元帳を集計して勘定科目毎の金額を算出等の作業が必要ですが、パソコン簿記では①の仕分け記帳の入力だけで、自動的に②、③の作業も終了します。

### (2) 入力ミス等の訂正も簡単

仕分けの日付の前後や、金額訂正も1カ所の訂正で自動的に全て訂正され、手書きに比べ楽です。

### (3) 経営分析が可能

経営全体の貸借対照表、損益計算書の数値5年間の推移等をグラフ表示できます。又各部門の損益分岐点も表示でき、適正な作付面積の参考にすることができます。

## 4 まとめ

屋久島町では、約50人の屋久島町アグリネット会員の方々がパソコン簿記で税務申告を行っています。今年度も10月～翌2月まで町営農支援センター(麦生)で簿記記帳を実施しています。興味のある方は農林普及課にご連絡ください。

(担当：吉田)



パソコン簿記記帳会の様子

# ぽんかん・たんかんの秋季管理

## ～ 今からでも間に合う隔年結果防止対策 ～

### はじめに

屋久島のぽんかん・たんかんは、着果過多による樹勢低下や収穫時期の遅れ、収穫後の樹勢回復期間が短いなどの要因が重なり、隔年結果（着果量が多い年と少ない年が交互に起こる状態）が起きています。隔年結果は、日頃の作業管理の中で改善を図ることができますので、是非取り組んでみましょう。

### 1 樹上選果（10月中旬まで）

樹上選果は、10月中旬頃までに行いますが、次年度の着花確保のため、樹勢が低下しないよう、摘果不足の園地では収穫を終えるまで下の写真の果実を中心に摘果をしましょう。



(かいよう病)



(日焼け)



(風キズ)



(果実の重なり)

### 2 夏秋梢の管理（10月中旬以降）

徒長枝やハモグリガ、かいよう病等の枝を10月中旬以降から除去します。毎年の着果を安定させるには、充実した母枝の確保が必要です。適期収穫に努め、年間の発芽サイクルを整えましょう。

### 3 秋肥，お礼肥の施用（収穫後）

ぽんかん・たんかん等の中晩柑は、着果期間が長く、樹も体力を消耗します。秋肥は成り疲れた樹の樹勢回復を図るとともに、翌年の生産に向けた樹づくりに必要です。下記の表を参考に施肥を行います。

品目	時期	肥料名	成分	10a当たり施肥量		
				目標単収		幼樹
				2 t	1 t	
ぽんかん	収穫後～ 12月中旬	やくしま果樹配合	8-3-3	5袋	4袋	3袋
たんかん	11月上旬	やくしま果樹配合	8-3-3	2袋	2袋	2袋



# バレイショ疫病対策におけるドローンの活用に向けて

ばれいしょ生産者の皆様、いよいよ今期作のシーズンが始まりました。今回は、ばれいしょ疫病防除の省力化技術として、農薬散布用ドローンの活用をご紹介します。

## 1 なぜドローンの導入を検討するのでしょうか。

屋久島では、果樹栽培とバレイショの複合経営が多く、たんかんやポンカンの収穫時期とバレイショの栽培時期が重なります。バレイショの疫病防除に労力を割けず、実施が不十分となりがちです。

そこで、ドローン防除組織に農薬散布を委託し、疫病の予防防除が実施できる体制の構築を検討します。

## 2 ドローン散布のメリット、デメリット



写真 ドローン散布状況（徳之島）

(メリット) ①動噴による散布（労働費込み）よりもドローン委託の方が経費が安い。

②防除作業の省力化が図れ、果樹の収穫作業等に集中できる。

(デメリット) ①実施日程が固定されるため、気象条件等に応じた臨機応変な対応が困難。

②風の影響を受けやすい。 等々。

なお、今期作にて、技連会によりドローン散布の現地実証を行い、検討を進める予定です。

**<農家の皆様へ>** ばれいしょ栽培では疫病が大きな減収要因です。ここ2年、気象が良好なため発生が比較的少なくなっていますが、今後の予測は困難です。生育初期からの予防防除を行ってください。

(担当：小野田)

# 経営者クラブが経営発展に向けた オンライン研修会を開催！

屋久島地区経営者クラブは、農業経営者の自主的活動組織として、会員同士で切磋琢磨し、自らの農業経営の前進と地域農業への貢献を目的として活動を行っています。

9月2日に開催した研修会では、鹿児島県よろず支援拠点のコーディネーターに、「ネット販売を活用した優良事例の紹介」と題して講演いただき、新規就農者4人、クラブ員6人の計10人が参加しました。

ネット販売を行う上での商品開発の戦略やSNS等を活用した顧客の獲得手法など具体的な事例をもとに販路拡大に向けた手法を学びました。



写真 オンライン研修会の様子

経営者クラブでは、今回のような研修会や地域農業を語る会等の活動を通して、会員同士のネットワークづくりや地域農政への提言を行っています。興味のある方は事務局（屋久島事務所農林普及課）までお問い合わせください。

(担当：中野)

# 農地・農業用施設の災害復旧事業について

～農地や農道・用排水路等が災害を受けたときは～

## 農地・農業用施設災害復旧事業とは

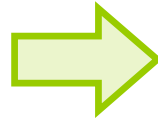
農地や農業用施設（農道や用排水路等）が、自然災害による被害を受け、一定の要件に該当する場合、復旧工事について国が経費の一部を補助する制度（事業）です。

### 復旧事例(農地)

被災



復旧



## 災害復旧事業の対象となる自然災害

【降雨】24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上

【洪水】警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上

【暴風】最大風速（10分間平均の最大値）15m/s以上

※ その他 干害、降灰、地震、高潮・津波など自然災害に起因する事象

## 自然災害による被災を受けたときは

○ 災害発生後速やかに屋久島町役場（建設課）へご連絡ください。

※ 町は、現地を確認して被害の程度や復旧に必要な工事費を算出し、早急に県・国へと被害報告をする必要があり、報告が遅れると補助事業の対象とならない場合があります。

○ 1か所あたりの復旧工事費が40万円以上となり、要件に合致する場所については、国の補助対象となり、町からの被害報告に基づき国の現地査定が行われ、緊急なものから順次補助事業で復旧されます。

※ 40万円未満の小規模な場合でも、町単事業や多面的機能支払交付金での対応などの方法もありますので、屋久島町役場（建設課又は産業振興課）へご相談ください。（担当：農村整備係）

農業を続ける上でお困りがある場合はコチラ



農業農村整備事業  
近年の主な新規拡充施策一覧

QRコード又は「施策充実リスト」で検索

種子・屋久の農業農村整備についてはコチラ



種子島・屋久島の  
農業農村整備事業

QRコード又は「熊毛支庁 農業農村整備」で検索